

# 事業を開始する方、創業5年未満の方または廃業経験を活かして開業する方に 起業者育成資金(新事業創出貸付)

## 対象となる方

県内で信用保証対象業種(※1)を開始しようとするもの(事業開始、会社設立から5年を経過していないものを含む。)で、次のすべてに該当する方です。

1 次の(1)、(2)または(3)のいずれかに該当する。

(1) 事業開始に係る具体的計画を有するもので、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する。

(ア) 事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する。

(開業に必要な全体経費のうち、50%以上が自己資金であること。)

(イ) 事業を営んでいない個人で、2か月以内に会社を設立する。

(開業に必要な全体経費のうち、50%以上が自己資金であること。)

(ウ) 中小企業である会社で、事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに会社を設立する。

(2) 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する。

(ア) 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業開始から5年を経過していない。

(イ) 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年を経過していない。

(ウ) 中小企業である会社が、事業の全部又は一部を継続しつつ新たに設立した会社で、設立から5年を経過していない。

(3) 次の(ア)から(イ)のいずれかに該当する。

(ア) 過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化により廃止した経験を有する個人で、事業廃止日から5年を経過する前に当貸付に係る申込みを行った創業者(※2)

(イ) 過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において、業務執行役員であった個人で、会社を解散した日から5年を経過する前に当貸付に係る申込みを行った創業者(※2)

2 事業税を滞納していない(納期限が到来している場合)。

3 必要な許認可等を取得している。

※1 信用保証対象業種

一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人、非営利団体等は対象となりません。

※2 創業者とは次のいずれかに該当するものをいう。

・ 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者

・ 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者

・ 事業を営んでいない個人で、事業開始から5年を経過していない者

・ 事業を営んでいない個人により設立した会社で、設立の日から5年を経過していない者

融資については金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても御希望に添えない場合もあります。

## 融 資 条 件

	設備資金	運転資金
限 度 額 (10万円単位)	1,500万円 (対象となる方(3)の場合1,000万円)	1,500万円 (対象となる方(3)の場合1,000万円)
	設備・運転併用の場合は、併せて1,500万円 (対象となる方(3)の場合 1,000万円)	
利 率	年1.3%以内	
期間・償還方法	10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)	7年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)
担保・保証人	不要(法人の場合は代表者を連帯保証人とする)	
信用保証	付する(保証料 年0.80%以内)	

設備資金 機械設備の購入等に必要な資金

運転資金 商品仕入や外注費支払い等に必要な資金

(開業に必要な全体経費のうち、50%以上が自己資金であることが必要です。)

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- 借入金の返済、税金の支払いにあてる資金
- 土地、住宅、乗用車の取得のための資金
- 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金 等

## 受 付 場 所

商工会議所、商工会及び埼玉県創業・ベンチャー支援センターで随時受け付けます。なお、対象となる方(3)で申し込まれる場合は、申込み前に埼玉県信用保証協会へご相談ください。

(申込に必要な書類は、受付場所でお確認ください。)

## 取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内にある本支店で取り扱っています。

## 問 い 合 わ せ 先

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803

埼玉県創業・ベンチャー支援センター 048(711)2222

さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3F

商 工 会 議 所 ・ 商 工 会

埼 玉 県 信 用 保 証 協 会 048(647)4716



彩の国  
埼玉県

